

## 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の開催について

〔令和4年9月29日〕  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定

### 1. 趣旨

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、民間にとっての利便性向上の観点から、公益法人制度の見直しに必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

- (1) 会議は、有識者（公益法人制度に関する学識者及び実務経験者等をいう。）により構成する。
- (2) 会議の座長及び座長代理は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 座長は、調査審議事項に関して識見を有する者にオブザーバーとして会議に出席を求め、又は意見を聴くことができる。
- (5) 座長は、専門の事項の調査のため必要があるときは、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者に専門委員として調査を依頼し、出席を求め、又は意見を聴くことができる。

### 3. 庶務

会議の庶務は、内閣府大臣官房公益法人行政担当室において処理する。

### 4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。